

社会福祉法人たまん福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たまん福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬等の範囲)

第2条 当法人の役員報酬等の総額は、評議員、理事及び監事それぞれ定款第8条を準用する。

(役員報酬等)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合

1日につき 3,500円

(2) 監事が、監査を実施した場合

1日につき 10,000円

(3) 専門委員会等に出席した場合

1日につき 3,000円

第4条 当会は、役員等が職務のため要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については、当会の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

3 前項にかかわらず、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合には、その差額を支給する。

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和3年6月25日から施行する。